

## 面 生 新

▼熊本県のいまだ多くの患者認定

が、**確定した患者の心**を「疑わ

れ、疑わしき者は除外された。こ

こで未認定患者が環境庁に不服申

立てを行ない、再審査、の裁

決を得たわけだが、このころ環境

庁は、疑わしき患者も認定せよ、

と指示している▼**確信をもった認**

定はイヤホンをしつけられたのだ

から、審査会としては面白くない

が。しかし、この審査会、と

いうのは、このころの「一

般の偏見や誤解があ

るようだ。認定基準がきびし過ぎ

るという非難や、企業側に好意的

なというカゲ口さえある。とんて

りはない誤解であつて、審査会とし

てはむしろこうした偏見にムクし

ているかも知れない▼**「いもやも**

「水俣病」を真つ先に、摘発し

たのはだれか。それは、この審査

会に主要メンバーとして参加して

いる人たちなのだ。いまごろ、告

発、するまでもなく、医学者たち

は純粋な学問の立場から水俣病と

取り組んできた。たとえ肉親から

頼まれても、手こじり、を加える

人たちではならぬ▼**このころ、問題**

はこれからの再審査だが、すでに

方向はハッキリしている。公害被

害者の場合、疑わしき者も救済せ

よという決の精神は、あつて生

かたれなはならぬ。ただこの問

題となるのは、認定のしかただ▼

**純粋科学の分野に対して、裁量、**

を求めるのは無理である。たと

え総理大臣命令であつても、**「真実、**

を曲げるわけにはいかならぬ。しか

し、環境庁が、**行政裁量、**を求め

ているのは、認定相手の知事に対

していただこうと**「再審査」**は、おの

ずから道は開けるのではないか▼

つまり、**知事は審査会に再諮問す**

る。審査会は「このころの患者は

水俣病と断定はできない。しかし

疑わしきという理由から、疑わし

き者も認定せよ、というのだから

の、**おのづか知事の行政裁量**を認定

すればよつたわけだ。環境当局は被

害者の身になつて救済を急ぐべき

であらぬ。